

令和7年(2025年)10月28日

山口県農林水産部長 岡本 章生 様

山口県漁港施設指定管理者選定委員会
委員長 麻生 稔彦

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等指定管理者選定に係る報告書

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等の指定管理者の選定について、別添のとおり優先交渉権者を選定しましたので、山口県漁港施設指定管理者選定委員会要綱第2条第5号の規定により報告します。

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等の指定管理者の選定結果について

1 施設の名称

徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等

2 公募期間

令和7年9月12日（金）から同年10月14日（火）まで

3 応募団体

1 団体

4 選定方法

応募者から提出のあった書類について、資格要件の適合状況を審査した後、応募者に事業計画等のヒアリングと選定基準による審査を経て、優先交渉権者を選定した。

5 優先交渉権者

名 称 山口県漁業協同組合

所在地 下関市大和町1丁目16番1号

6 審査方法等

各選定委員による評価は、審査項目として次の12項目を設定し、項目ごとの配点に従い5段階の評価で採点する方式(各委員の評価点数は200点)を採り、審査結果の集計と協議により最終的な選定を行った。

条例記載事項	審査項目（配点）
1 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	1 法令の遵守（10点） 2 公共性の担保（10点）
2 事業計画書の内容が、施設の効用を十分に発揮するとともに、施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。	3 施設の役割等の認識（10点） 4 適正な収支計画、妥当な利用料金の額の設定（10点） 5 管理水準の低下を招かない経費の縮減（10点）
3 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	6 組織の安定性（20点） 7 管理実績（15点） 8 指定後の管理体制（15点） 9 適正な管理業務の実施能力 ① 使用許可等関係（15点） ② 施設運営関係（15点） ③ 利用料金関係（10点） ④ 公募関係（15点） ⑤ 維持管理関係（15点） 10 利用者に対するサービスの向上（10点） 11 個人情報の保護等（10点） 12 緊急時の対応（10点）

7 選定理由

選定委員会における審査結果は次のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「山口県漁業協同組合」を優先交渉権者に選定することとした。

審査項目（1人あたりの配点）		満 点	山口県漁協
1 法令の遵守	(10点)	50点	42点
2 公共性の担保	(10点)	50点	36点
3 施設の役割等の認識	(10点)	50点	42点
4 適正な収支計画、妥当な利用料金の額の設定	(10点)	50点	32点
5 管理水準の低下を招かない経費の縮減	(10点)	50点	34点
6 組織の安定性	(20点)	100点	76点
7 管理実績	(15点)	75点	63点
8 指定後の管理体制	(15点)	75点	57点
9 適正な管理業務の実施能力			
① 使用許可等関係	(15点)	75点	54点
② 施設運営関係	(15点)	75点	57点
③ 利用料金関係	(10点)	50点	40点
④ 公募関係	(15点)	75点	54点
⑤ 維持管理関係	(15点)	75点	51点
10 利用者に対するサービスの向上	(10点)	50点	34点
11 個人情報の保護等	(10点)	50点	34点
12 緊急時の対応	(10点)	50点	38点
合 計	(200点)	1,000点	744点

(1) 審査項目 1、2

公共的団体に該当し、法令遵守の業務実施方針が示されており、許可、公募に関する認識にも特に問題はないと評価できる。

(2) 審査項目 3、4、5

利用料金を現行と同額としており、料金収入だけでは採算性が低いと考えられるが、当該業務を漁港の美化や放置艇、不法係留船の抑制など漁港管理の一部として、応募者や漁業関係者の役割と一体的なものと捉えており、応募者の他業務で発生する収支も含めて総合的に判断していることから、妥当な収支計画と評価できる。

(3) 審査項目 6、7

組織の規模、形態からも財政的基盤に問題はなく、船舶の保管・管理の実績も認められる。

(4) 審査事項 8、9

利用者受付窓口となる周南統括支店に担当職員が配置されており、施設の管理体制や管理業務の実施能力についても適切と評価できる。

(5) 審査事項 10

新規利用開始の際に、劣化が激しい係留ロープについては指定管理者で交換するなど、利用者に対する利便性の向上策が示されており、取組内容に関して評価できる。

(6) 審査項目 11、12

個人情報の保護等の対応については、特に問題はないと評価できる。

また、緊急時には利用者に直接連絡するとともに、県をはじめ関係各所と連携して対応するなどの体制整備ができており、緊急時の対応に関して評価できる。

8 山口県漁港施設指定管理者選定委員会委員

委員長	麻生 稔彦	山口大学工学部（教授）
委員	徳田 智昭	トクダ中小企業診断士事務所（代表）
委員	中野 忠信	株式会社マリーナ萩（取締役営業推進部長）
委員	三浦 英樹	周南市産業振興部水産振興課長
委員	松本 厚二	下松市地域振興部農林水産課長

9 選定委員会の開催経緯

- (1) 第1回 令和7年8月26日（火）
 - ・ 委員長の選出
 - ・ 指定管理者制度導入スケジュール
 - ・ 募集要項、業務基準、審査項目、審査方法の決定
- (2) 第2回 令和7年10月23日（木）
 - ・ 応募者からの事業計画の説明及びヒアリング
 - ・ 優先交渉権者の決定